

4. よくある質問Q & A

主旨	Q1 被扶養者再認定調査（検認）はどうして必要なのですか？	健康保険では、保険料を負担している本人(被保険者)だけでなく、保険料を負担していない家族(被扶養者)にも各種給付金を給付しております。そのため、保険給付の適正化の観点から給付の公平性を維持し、被扶養者として既に認定されている方が、引き続きその資格があるかどうかを確認させていただくために必要な手続きとなりますので、被保険者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。審査は、健康保険法施行規則第50条及び厚生労働省保険局長通知（保発1029004号）、厚生労働省保険局保険課長通知（保発1029005号）により毎年実施することになっています。
個人情報	Q2 本業務の委託による個人情報の取扱について	個人情報保護法に基づき、当健康保険組合と委託先との間の「業務委託契約」においてご回答いただいた内容・書類は、当業務以外には使用しない旨の契約を締結しています。
調査対象者	Q3 被扶養者が調査表に記載されていません	調査表には調査対象者の方のみ記載されております。調査対象者外の方は、記載されません。対象外の被扶養者氏名を、追記する必要はありません。
提出書類について	Q4 提出する証明書類を取得するのに費用が発生しますが、健康保険組合が負担してくれますか？	証明書類等の取得にかかる費用や交通費は全額自己負担となります。適正な扶養確認のため、ご理解とご協力をお願いいたします。
	Q5 書類は全て原本を提出しないといけませんか？	在学証明書、給与等支払証明は「原本」、それ以外の書類については「コピー」で提出可能です。
別居の仕送り証明書	Q6 「別居の仕送り証明書」とは何ですか？	「送金事実の確認できるもの」を別居の仕送り証明書と記載しております。具体的にはご利用控え(振込通知書)の写し、通帳の振込人・振込先の記載面の写し等です。令和5年7月以降連続3ヶ月分の別居の仕送り証明書（誰から誰へ・いつ・いくら支払ったかが明記されているもの）をご提出ください。
	Q7 別居の母（父）への仕送りは、近所のため現金で手渡ししています。	仕送りは毎月行なう事が原則です。また、現金の手渡し、預金口座への入金など「誰から誰へ」という公的な証明が残らないものは認められません。たとえ、近所で毎日会うことができても送金している証明が必要となります。
年金受給者	Q8 年金受給中です。調査表の記入方法、必要書類を教えてください。	令和5年10月～令和6年9月の見込み収入欄の年金にチェックし、年金の種類(国民・厚生・個人・企業・遺族・障害・恩給等)・年金収入額(介護保険料等控除前の金額)をご記入ください。必要書類は直近の年金振込通知書のコピーまたは年金源泉徴収票のコピーをご提出ください。直近に年金の金額の変更があった場合は、支給額変更通知書のコピーでも可。
	Q9 年金振込通知書を紛失してしまいました。調査表に金額を書くだけではダメなのでしょうか？	届いていない、紛失してしまった場合は、お住いの最寄りの年金事務所等で年金改定通知書を再発行してもらってください。（障害年金や遺族年金も同様です。）
収入について	Q10 収入記載の欄について、「所得と収入」はどう違うのですか？	「収入」とは、手取額ではなく、源泉徴収や社会保険料を引く前の額です。（自営業の場合には売上金額になります。複数の収入源がある人は合計額になります。）「所得」とは、「収入」から必要経費を差し引いた額です。
	Q11 収入に障害年金・恩給・遺族年金も含まれますか？また、受給している場合、何を提出すればよいのでしょうか？	収入には、全ての年金が含まれます。含まれる収入の範囲は税法上と異なります。書類は各年金の直近の年金振込通知書のコピーまたは年金源泉徴収票のコピーをご提出ください。
その他	Q12 健康保険被扶養者調査表を紛失した場合は？	オックス・コールセンター（TEL：0120-110-093 平日9：00～17：00）にご連絡ください。再発行いたします。
	Q13 被扶養者（60歳未満）のパート収入が認定基準額上限の130万を超えてしまいました。どうしたらよいですか？	被扶養者から抹消していただくことになります。速やかに「被扶養者取消届」および該当の方の「被保険者証」を事業所人事担当者に提出ください。調査表については、<u>調査表の該当する被扶養者の欄に取消理由を記入のうえ、ご提出ください。</u>（添付する書類は不要）